

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人提出の上告趣意について。

右は執行猶予にして貰いたいというのであるが、かかる主張は刑訴応急措置法第一三条第二項の規定により上告適法の理由とならないから、これを取り上げることがない。

よつて、刑訴施行法第二条旧刑訴第四四六条に従い、全裁判官一致の意見によつて、主文のとおり判決する。

検察官 田中己代治関与

昭和二五年一二月八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎